

令和5年7月阿見町教育委員会定例会議事録

会議日時	令和5年7月26日(水)午後3時30分	
会議場所	中央公民館 3階 集会室	
出席委員	出席者 教育長 立原秀一 委員岡田治美 委員小林和裕 委員湯原敦子	欠席者 委員中島雅己
委員以外の出席者	教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、指導室長、中央公民館長 図書館長、給食センター所長、予科練平和記念館長 学校教育課長補佐、学校教育課主任、学校教育課主事	
議題	報告第15号 阿見町いきいき学校保健委員会委員の委嘱又は任命の専決について 報告第16号 阿見町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命の専決について 報告第17号 阿見町文化芸術振興審議会委員の委嘱の専決について 報告第18号 阿見町立君原小学校 学校運営協議会委員の委嘱又は任命の専決について 報告第19号 阿見町立阿見第二小学校 学校運営協議会委員の委嘱又は任命の専決について 報告第20号 いきいき学びの町AMI推進会議委員の委嘱又は任命の専決について 報告第21号 予科練平和記念館運営協議会委員の解任の専決について 報告第22号 予科練平和記念館運営協議会委員の委嘱の専決について 議案第28号 令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について 議案第29号 令和6年度使用教科用図書の採択について 議案第30号 阿見町史編さん委員会設置要綱の一部を改正する告示について 議案第31号 阿見町史編さん委員会委員の委嘱又は任命について 議案第32号 阿見町学校給食費事務取扱規則の一部を改正する規則について 令和5年7月教育業務報告及び8月教育業務予定	
傍聴者	0名	
議事概要		
教育長	阿見町教育委員会会議規則第8条の規定により、ただいまより令和5年7月教育委員会定例会を開会します。 まず、会議録の確認ですが、6月教育委員会定例会の会議録について	

	お伺いします。会議録については、皆様に配付したとおりでよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
教育長	<p>次に、本日の教育委員会定例会の議事録署名人について、阿見町教育委員会会議規則第17条の規定により、岡田委員を指名します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは審議事項に入ります。まず、報告第15号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○報告第15号 阿見町いきいき学校保健委員会委員の委嘱又は任命の専決について</p> <p>資料1ページをご覧ください。阿見町いきいき学校保健委員会委員について、委嘱又は任命の専決をいたしました。委員は19名です。承認をお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、報告第15号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら、報告第15号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	異議なし。
教育長	<p>異議なしと認め、報告第15号については承認されました。</p> <p>次に、報告第16号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○報告第16号 阿見町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命の専決について</p> <p>資料4ページをご覧ください。阿見町いじめ問題対策連絡協議会委員について、委嘱又は任命の専決をいたしました。委員は18名です。承認をお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、報告第16号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら、報告第16号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	異議なし。

教育長	<p>異議なしと認め、報告第16号については承認されました。</p> <p>次に、報告第17号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○報告第17号 阿見町文化芸術振興審議会委員の委嘱の専決について</p> <p>資料7ページをご覧ください。阿見町文化芸術振興審議会委員について、委嘱の専決をいたしました。委員は9名で、全員が前の任期から継続となります。</p> <p>委員は文化財保護や芸能等、様々な方面で活躍されている方々です。承認をお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、報告第17号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	専決書に記載の委員の氏名は、芸名もあるのでしょうか。
事務局	はい。本名でなければならない取り決めはありませんので、芸名で登録されている方もいらっしゃいます。
教育長	他に質問はございませんか。ないようでしたら、報告第17号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	<p>異議なしと認め、報告第17号については承認されました。</p> <p>次に、報告第18号ですが、報告第19号と関連性がありますので、事務局よりまとめて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○報告第18号 阿見町立君原小学校 学校運営協議会委員の委嘱又は任命の専決について</p> <p>資料9ページをご覧ください。町立君原小学校の学校運営協議会委員について、委嘱又は任命の専決をいたしました。君原小の学校運営協議会は今年度から始動し、第1回協議会は7月18日に行われました。</p> <p>委員は15名で、区長や君原小後援会、保護者、君原小ふれあい地区館の社会教育指導員等の方々を委嘱しています。</p> <p>なお、君原小は学区外からも入学できる「特認校」であることから、学区外に居住している児童の保護者にも委員を委嘱しています。</p>
	<p>○報告第19号 阿見町立阿見第二小学校 学校運営協議会委員の委嘱又は任命の専決について</p> <p>資料11ページをご覧ください。町立阿見第二小学校の学校運営協議</p>

	<p>会委員について、委嘱又は任命の専決をいたしました。第二小の学校運営協議会は令和3年度から始動しています。</p> <p>委員は20名で、君原小と同様に区長や民生委員、PTAや学校を支援していただいている方々を委嘱しています。</p> <p>それぞれ承認をお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、報告第18号及び第19号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>君原小の学区外居住で委員を務めている方は、全員君原小児童の保護者ですか。</p>
事務局	<p>学校職員や行政関係者を除くと全員です。</p>
委員	<p>学校運営協議会の設置と運営の趣旨を改めて教えていただけますか。</p>
事務局	<p>全国的に推進されているもので、学校を拠点として、学校教育に積極的に地域の方に関わっていただくことで、学校活動を支援していくという目的があります。生涯学習の観点としても、地域の方々が学校教育に関わりながら交流を深めていくという趣旨もあります。</p>
教育長	<p>学校運営協議会については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条で、積極的に学校運営協議会を設置するよう定められています。</p> <p>この意義としては、先ほど説明があったとおり地域の方々に学校教育に参画していただくということもあります、最大の目的は学校運営の基本方針を地域と共有し、承認していただくことにあります。</p> <p>また、学校運営の方針に合わせた教員の配置等の内容についても、教育委員会又は校長に意見を述べることができるのが学校運営協議会という組織です。</p> <p>現在、町内では君原小と第二小の2校で学校運営協議会を設置しています。第二小では今週金曜日に協議会を開催予定ですが、それに向けて協議会から6点ほどの質問が出ています。</p> <p>これらを全て予算に反映し、実行することは難しいかもしれません が、そういう質問や提案を学校運営協議会から出してもらい、学校運営を活性化していくことが本来の学校運営協議会の意義であり、今までの学校評議員とは異なるところです。</p> <p>この協議会を全校に設置することを目標に、来年度は舟島小での設置を目指すなど、徐々に進めているところです。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p>

	<p>教育長</p> <p>他に質問はございませんか。ないようでしたら、報告第18号及び第19号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
	<p>委員</p> <p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、報告第18号及び第19号については承認されました。</p> <p>次に、報告第20号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○報告第20号　いきいき学びの町AMI推進会議委員の委嘱又は任命の専決について</p> <p>資料13ページをご覧ください。いきいき学びの町AMI推進会議委員について、委嘱又は任命の専決をいたしました。いきいき学びの町AMI推進会議については、今年度からスタートした第2次生涯学習推進計画に関する生涯学習事業の進行管理と審査等を行う組織です。</p> <p>委員は16名で、今年度から2名の方に一般公募委員として入っていただいている。承認をお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、報告第20号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら、報告第20号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、報告第20号については承認されました。</p> <p>次に、報告第21号ですが、報告第22号と関連性がありますので、事務局よりまとめて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○報告第21号　予科練平和記念館運営協議会委員の解任の専決について</p> <p>資料15ページをご覧ください。予科練平和記念館運営協議会委員について、解任の専決をいたしました。解任は1名で、あて職として町校長会から選出されていた方の退職によるものです。</p> <p>○報告第22号　予科練平和記念館運営協議会委員の委嘱の専決について</p> <p>資料17ページをご覧ください。予科練平和記念館運営協議会委員について、委嘱の専決をいたしました。委嘱は1名で、報告第21号で解任された方の後任者となります。</p>

	それぞれ承認をお願いいたします。
教育長	<p>ただいま事務局より、報告第21号及び第22号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら、報告第21号及び第22号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	異議なし。
教育長	<p>異議なしと認め、報告第21号及び第22号については承認されました。</p> <p>次に、議案第28号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第28号 令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について</p> <p>別紙資料をご覧ください。こちらは個人情報となりますので、終了後に回収させていただきます。</p> <p>要保護及び準要保護児童生徒の認定については、阿見町就学援助規則により、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する制度です。</p> <p>今回は令和5年度の年度当初から年度途中の認定分です。準要保護児童生徒認定が26名、不認定が10名となります。</p> <p>不認定の主な理由としては、収入が就学援助基準を上回ること、審査に必要な書類に不備があること、前年度からの町税の納入実績がないこと等です。</p> <p>説明は以上です。認定をよろしくお願いします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第28号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら、議案第28号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第28号については承認されました。
事務局	<p>○議案第29号 令和6年度使用教科用図書の採択について</p> <p>別紙資料をご覧ください。7月18日に茨城県第8採択地区教科用図書選定協議会が行われました。この協議会は令和6年度に採択地区内の市町村立小中学校で使用する教科書について、関係教育委員会が相互に</p>

	<p>協議して種目ごとに教科書を選定するものです。</p> <p>第8採択地区は、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、河内町、美浦村、阿見町の6市町村で構成しており、当町も教育長と職務代理者に出席していただいて、次年度に使用する教科書を採択いたしました。</p> <p>今年度は小学校と特別支援で使う教科書の採択を行い、中学校は前年度からの継続採択となります。</p> <p>説明は以上です。承認をお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第29号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>前年度から変わったことや、気付いたことなどがありましたら教えていただけますか。</p>
事務局	<p>文科省の検定を受けた教科書出版社が教科ごとに何社かありますので、第8採択地区の中から調査員を任命し、会議の中で様々な観点から内容を企画検討したのち、各部から選出された結果を6市町村の教育長と職務代理者に報告し、承認を得るという流れになっています。会議の中で提案された内容も検討しながら採択を進めました。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
教育長	<p>教えやすく且つ子供が使いやすい教科書を選んでいただきました。タブレットでの使いやすさ等も含めて検討していただいています。</p>
委員	<p>時代が急激に変わっていく中で、教科書の形態や在り方もかなり変わっているのですね。</p>
教育長	<p>他に質問がないようでしたら、議案第29号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第29号については承認されました。</p> <p>次に、議案第30号ですが、議案第31号と関連性がありますので、事務局より併せて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第30号 阿見町史編さん委員会設置要綱の一部を改正する告示について</p> <p>資料21ページをご覧ください。町史編さんは町の重要な施策として今年度から取り組んでおり、設置要綱も今年3月に定めました。</p>

	<p>現行では、編さん委員会委員長は副町長が務め、副委員長は委員の中から委員長、つまり副町長が指名することになっています。</p> <p>しかしながら、副町長が任期満了により今年6月に退任され、現時点では副町長が不在となっています。このことで、委員長を務める者が不在になり、更に副委員長を指名する者もいないことから、会務を総理できる者がいなくなってしまいました。</p> <p>そのため、副委員長は「教育長」と「委員長が指名した者」という複数名に変更するとともに、委員長が不在の時は教育長が職務を代理するという内容に改正いたします。これにより、副町長が不在の場合でも教育長が会務を総理できるようになります。</p>
○議案第31号 阿見町史編さん委員会委員の委嘱又は任命について	<p>資料23ページをご覧ください。町史の編纂にあたり、古代、中世、近世等の専門分野があり、その分野ごとにそれぞれ学識のある方を委員として選定しています。委員は10名で、行政関係者から教育長、町長公室長、総務部長、教育部長を任命しています。</p> <p>それぞれの説明は以上です。承認をお願いいたします。</p>
教育長	ただいま事務局より、議案第30号及び第31号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。
委員	<p>要綱の改正箇所について、副委員長を決めるにあたり、現行の委員長による指名から、改正後は教育長と委員長の両名からの指名が必要になった、という意味にも読み取れてしまいます。</p> <p>他の項目から、教育長も副委員長であり、教育長ともう一人、委員長が指名した方を副委員長とする意味だと理解できましたが、人によっては「教育長と委員長が話し合い、双方が納得した方を副委員長に指名する」と読み取れてしまうかと思います。</p>
事務局	<p>分かりづらく申し訳ございません。</p> <p>事務局で考えている委員の役職として、委員長に副町長を充てるという部分に変わりはないのですが、副委員長については教育長と、学識のある方の中で特に町史編さんの経験がある方の2名を充てたいと考えています。</p> <p>委員長に事故あるときや不在の時は、その2名の副委員長のうち教育長が委員長の職務を代理するという内容になります。</p>
委員	ありがとうございます。説明はとてもよく理解できましたが、先程も申し上げたとおり要綱の文面だけを見ると、今まで委員長一人が副委員長を指名していたものが、教育長と委員長が話し合い、双方が納得した

	方を副委員長に指名するというような、異なる意味にも読み取れてしまうと思い、発言させていただきました。
教育長	ありがとうございます。現在は副町長が不在ですので、委員長は空席になるということでおろしいですか。
事務局	はい。
教育長	そうなると、改正後でも副委員長のうち、「委員長が指名した者」はないということになります。これについては副町長の後任者が決まった後に、副町長が委員長となって、教育長以外のもう一人の副委員長を委員の中から指名することができるということでよろしいですか。
事務局	新たに副町長が就任された際は、それに合わせて総務課文書法制係と内容を考えていきます。
委員	わかりました。ありがとうございます。
教育長	他に質問がないようでしたら、議案第30号及び第31号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第30号及び第31号については承認されました。 次に、議案第32号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○議案第32号 阿見町学校給食費事務取扱規則の一部を改正する規則について 資料24ページをご覧ください。本件は阿見町学校給食費事務取扱規則の一部について、議案のとおり改正したいので、教育委員会の承認をお諮りするものです。 改正内容としては、まずは用語の訂正です。本規則では、小中学校教職員と給食センター職員等を合わせて「教職員等」という文言にまとめていますが、規則第12条のみ、その文言を誤って「教員等」としていましたので、正しい用語に改めます。 次に、昨年度は12月から3月までの4か月分の給食費を無料としましたが、今年度は9月から12月までの4か月分を無料とするため、附則に令和4年度と令和5年度の無料化期間をそれぞれ規定するように改めます。 本件に伴い減収となる学校給食費については、財源として地方創生臨

	<p>時交付金を活用する予定です。この予算の組み替えは、今年5月の教育委員会定例会で補正予算を承認していただいたのち、6月の町議会定例会で議決をいただいています。</p> <p>説明は以上です。承認をお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第32号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら、議案第32号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	異議なし。
教育長	<p>異議なしと認め、議案第32号については承認されました。</p> <p>次に、令和5年7月教育業務報告及び8月教育業務予定を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>○令和5年7月教育業務報告</p> <p>1日阿見小学校創立記念日、5日管理訪問（阿見中、第二小）、7日文化財保護審議会、行政改革推進本部会議、第7次総合計画協議会、10日交通対策協議会総会、政策調整会議、11日計画訪問（本郷小）、政策調整会議、12日図書館協議会、13日いきいき学校保健委員会、14日文化芸術振興審議会、議会全員協議会、いきいき学びの町AMI推進会議、町PTA連絡協議会研修会、18日臨時議会、新商品開発事業選考会、第8採択地区教科書選定協議会、君原小学校運営協議会、19日英語プレゼンテーションフォーラム、21日夏季休業開始、歴史調査委員会活動報告、24日SDGs推進本部会議、25日町初任者研修、26日町校長会、教育委員会定例会、28日子育連花壇審査、阿見第二小学校運営協議会</p> <p>○令和5年8月教育事業予定</p> <p>1日定例管理職会、3日大相撲龍ヶ崎場所、4日町教育研究会発表会、5～6日まいあみまつり、9日県教育長夏季研修会・町村教育長会会議、12～16日学校閉庁日、17日町学校運営研修会、18日町史編さん委員会、23日教員評価面談、交通安全プログラム会議、25日教育委員会定例会、29日町議会全員協議会、31日夏季休業終了、教員評価面談</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、7月教育業務報告及び8月教育業務予定の説明がありましたら、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>（その他協議事項、連絡事項については下記のとおり）</p>

	<p>7月19日に開催された英語プレゼンテーションフォーラムですが、町内3中学校とも県南大会に出場することになりました。来年以降も何らかの形で続けていきたいと考えています。</p> <p>今年は町内全中学校が勝ち残りました。生徒たちはALTの先生の質問にも堂々と答えていて、なかなか英語力のある生徒がいるなと感じました。非常に良い企画だったと思います。</p>
委員	<p>先週、第7次総合計画を検討する委員会に出席して、様々な分野の施策について検討しました。その中でも、私は教育関係分野について検討をしていたのですが、中学生の広島原爆資料館への派遣や、姉妹都市であるアメリカ合衆国ウィスコンシン州スペリア市、友好都市である中華人民共和国廣西壯族自治区柳州市との交流について、検証して見直しが必要ではないかということを申し上げました。</p> <p>その内容については、後日、教育委員会に持ち帰るということになったのですが、想いを伝えないと見直しが必要だと感じた経緯が伝わらないと思いましたので、この場でお話をさせていただきたいと思います。</p> <p>町は、限られた予算の中で最大の効果を上げていくために、色々な事業を起こしていくかなければならないということを改めて感じています。私が教師として働いている時はそれほど気にかけていなかったのですが、その中で、数名の生徒の遠方への派遣に多額の予算をかけるということに少し違和感を覚え始めました。</p> <p>阿見町には予科練平和記念館という素晴らしい施設がありますので、そこにある展示を町内全ての小中学生に見てもらうべきではないかと、校長時代から思っていました。小学生にも分かりやすく、戦争のことなどについてお話ししていただけるので、ここを訪れずに小中学校生活を終えるのはもったいないと感じています。</p> <p>一部のお子さんに多額の予算をかけることよりも、平和教育について種をまく程度でもよいので、町内の児童生徒全員が予科練平和記念館の見学を通して、平和を考える経験をしていただくことが大切なのではないかと個人的に考えました。</p> <p>そう考えるきっかけとなったのが、私の娘が大人になって広島の原爆資料館を訪れたときに、初めて阿見町が三大軍都の一つであったことを知ったという話を聞いたことです。小中学生のころにこのことについて知っていれば、もっと平和について深く考えたし、阿見町について誇りを持って町外の人に色々なことを説明できたと思うと話していましたがありました。</p> <p>このようにせっかくいいチャンスが目の前にあるのに、少しもったいないように感じていましたので、町としては社会科見学の予算を沢山取っていただいているのですが、できればどの子供たちも小中学校9年間の中で、社会科見学を通して平和について考える経験ができるような機</p>

	<p>会を検討していただけるといいなと思います。</p> <p>現代の日本では、戦争というものがどんどん遠いものになっていきつつありますので、子供たちに平和を考えさせる機会を意図的に与えていかないと、今の平和教育は難しいのかなと改めて感じるようになりましたので、意見を述べさせていただきました。</p> <p>新しい事業を起こすのはとても大変ですし、外国の都市との交流もありますので、簡単に派遣の廃止等をすることが難しいのは十分理解しています。ただ、今までやっていたから同じように続けていくのではなく、平和教育の手段として、どういった候補があるのかということを十分に検討してやっていただければと思い、お話しした次第です。</p>
教育長	ただ今の意見についていかがでしょうか。
委員	<p>町内の小中学生全員が、予科練平和記念館に行っていたわけではないということを初めて知りました。私もPTAの関係で行ったことがあるのですが、訪れるとなつても切ない気持ちになりますし、平和だけではなく、家族についても考えさせられる場所でした。委員がおっしゃっていたとおり、難しいことばかりではなく、色々なものを経験して感じてもらうためにも、ぜひ小中学生に行っていただきたいと思いました。</p> <p>姉妹都市・友好都市との交流については、秀でた能力を持っている生徒を先生たちが認めて、チャンスを与えるということも大切です。その一方で、予科練平和記念館のような阿見町の資産を有効活用していくことも大切なのではないかと感じました。</p>
委員	<p>私もプライベートで予科練平和記念館に訪れたことがあるのですが、なかなか考えさせられるところがある施設でした。積極的に見学をしていただけだとよいと思います。小学生だと理解が難しいところもありますので、中学生くらいで見学していただくのがよいかと思います。</p> <p>姉妹都市・友好都市との交流も非常に良い取り組みであると思いますが、戦争と平和というテーマを考える機会も大切だと思いますので、良くご検討いただければと思います。</p>
教育長	ありがとうございます。町教育委員会として、平和教育に予科練平和記念館を活用していただけるよう、どのように学校に働きかけていくか、事務局から説明していただけますか。
事務局	現在、ほとんどの小学校が6年生の社会科見学として、予科練平和記念館の見学を行っています。この時期にちょうど歴史の勉強が始まるということと、低学年では理解が難しいこともありますので、6年生くらいで見学を行っています。また、小学生・中学生ではものの見方が変わりますので、中学生でもう1回、合計2回は見学を行えるようにできれば

	<p>よいなと思います。</p> <p>学校によっては行事の事情や学級数の事情もありますので、社会科見学のためのバスの予算のことなどを整理して、全員が必ず1回は見学できるようにしていきたいと考えています。</p> <p>アメリカのスペリア市と中国の柳州市につきましては、それぞれ阿見町の姉妹都市・友好都市となっており、新型コロナウイルスが流行する前は毎年、隔年で夏休み期間中に中学生4名ほどで赴き、現地の中学生との交流を行っていました。逆に、スペリア市や柳州市から中学生が派遣されてきて、町の中学生との交流も行ってきました。</p> <p>しかしながら、近年は派遣を希望する生徒がほとんどいない場合もあり、様々な方面から意見が上がっています。今後、交流方法についての見直しが必要であると感じています。</p> <p>現在はインターネット環境もよくなっています。現地に行かなくてもタブレット等を活用して中学生たちの交流も可能だと思いますので、予算の使い方等についても検討していきたいと考えています。</p>
教育長	予科練平和記念館からも、小中学生の利用状況や意見等があればお願いします。
事務局	<p>先ほどの委員のご意見を大変ありがとうございます。昨年度は町内全小学校の6年生が、社会科見学の一環として予科練平和記念館を訪れました。中学生に関しては一部であったと思いますが、見学に来てくださいました。</p> <p>他自治体ですが、例えば、平和教育の一環として広島・長崎の平和式典参加について費用対効果の意見が出て、平和教育の見直しということで当館に講師の派遣依頼があり、その市内の全中学校で講演を行った事例があります。また、別の自治体では、例年修学旅行のコースを京都・広島と定めていましたが、移動距離等なかなか厳しいところがあったため、これからは平和教育を当館でやってみたいということで見学に来てくださった校長先生もいらっしゃいました。</p> <p>それぞれの事情があって当館をご利用いただいていると思いますが、現状としてはそのようなところです。</p>
教育長	昨年度時点では、小学校6年生は全員見学を行っているということでおろしいですか。
事務局	はい。大体6年生の1月から2月ごろに戦争を含む近現代史の授業を行いますので、町内外の小学校からの見学がその時期に集中しています。
委員	現状では、町内のどの学校も社会科見学の行き先を選択制で決めてい

	<p>ます。6年生での予科練平和記念館見学が定着してくれればとてもよいのですが、場合によっては予科練見学を削って別のところに見学に行くということになり、その学校だけ見学に行けなくなってしまうということが残念であると感じます。</p> <p>校長会でどう受け止められるかということもあると思いますが、社会科見学の予算内での見学とは別に、予科練平和記念館見学の機会があれば良いなと思い、一個人として意見を述べさせていただきました。</p>
事務局	<p>学校側にも、大体6年生で見学に行ってくださいという話をしています。また、委員がおっしゃるように社会科見学のバスの予算が決められていますので、予算の残額によっては行けない学校も出てきてしまうかもしれません、現状ではほとんどの学校が見学に行ってくれています。</p>
教育長	<p>他に質問はございませんか。</p> <p>ないようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。</p>

そ の 他 連 絡 事 項 等

事務局	<p>○次回の教育委員会 8月教育委員会定例会 令和5年8月25日（金）午後3時30分</p> <p>○予科練平和記念館イベント案内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏期ミニ資料展『戦地へ届いた手紙 想いよ届け戦場へ』 会期 令和5年7月29日（土）～9月24日（日） 内容 太平洋戦争当時の子供たちから戦地の兵隊に送られた手紙を中心とした所蔵資料の展示 ・朗読劇『ぼくモグラになった予科練』 会期 令和5年8月19日（土）13：30～ 内容 元予科練生の体験談をもとにした朗読劇
閉会	午後4時45分

議事録署名 令和 年 月 日

教 育 長 立原 秀一

委 員 岡田 治美